

正 本 整 理 番 号
令和 5 年 533 号

受領日時	送達等方法	認印
令和 5 年 11 月 24 日 午前 1 時 20 分	郵便 郵便 FAX	

令和 5 年 1 1 月 2 4 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

所得税更正処分等取消請求控訴事件（原審・名古屋地方裁判所）

口頭弁論終結日 令和 5 年 1 0 月 1 3 日

判 決

(送達場所

控 訴 人

東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号

被 控 訴 人

国

同 代 表 者 法 務 大 臣

小 泉 龍 司

処 分 行 政 庁

昭 和 税 務 署 長

佐 合 一 信

同 指 定 代 理 人

今 尾 貴 子

同

宮 嶋 淳

同

三 島 博 文

同

星 野 竜 一

ほか

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 昭和税務署長が、令和元年 8 月 8 日付けで控訴人に対してした平成 2 8 年分

の所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

- 3 昭和税務署長が、令和元年8月8日付けで控訴人に対してした平成29年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち、総所得金額837万3424円を超える部分及び還付金の額に相当する税額301万6392円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 昭和税務署長が、令和元年8月8日付けで控訴人に対してした平成30年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち、総所得金額268万1612円を超える部分及び還付金の額に相当する税額92万8332円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要（以下、略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。）

本件は、医師である控訴人が、健康診断業務に係る収入が給与所得に該当する収入であるとして所得税等の確定申告書を提出した平成28年分について、当該収入の一部は事業所得に係る収入であったとして更正の請求をするとともに、健康診断業務に係る収入の一部及び意見書作成業務に係る収入について、事業所得に該当する収入であるとして平成29年分及び平成30年分の所得税等の確定申告書を提出したところ、処分行政庁が、平成28年分に係る更正の請求は理由がない旨の通知（本件通知処分）をし、平成29年分及び平成30年分に係る上記収入のうち健康診断業務に係る収入は給与所得、意見書作成業務に係る収入は雑所得に該当し、また、平成29年分の給与所得に申告漏れがあったとして、平成29年分更正処分、平成30年分更正処分及び本件各賦課決定処分をしたことから、本件各処分がいずれも違法であるとして、その取消しを求める事案である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したことから、控訴人が控訴した。

1 関係法令の定め及び前提事実

関係法令の定め及び前提事實は、原判決の「事實及び理由」の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決の「事實及び理由」の第2の3に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、控訴人の当審における補充主張は第3の2において摘示する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり、原判決を補正し、控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事實及び理由」の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決の補正

- (1) 原判決9頁14行目の「11」の次に「の1及び2」を加える。
- (2) 原判決10頁26行目から11頁1行目にかけての「健康診断の受診者数の増減や業務の内容に応じて支払われる金額」を「健康診断による利益の有無及び多寡に応じて支払の有無や支払金額」に改める。
- (3) 原判決11頁9行目の「ものであるから、」の次に「所得税法28条1項所定の」を加える。
- (4) 原判決11頁13行目の「乙10」を「乙9、10」に、25行目、12頁9行目及び16行目の各「乙12の1」をいずれも「乙9、12の1」にそれぞれ改める。
- (5) 原判決12頁24行目の「健康診断の受診者数の増減や業務の内容に応じて支払われる金額」を「健康診断による利益の有無及び多寡に応じて支払の有無や支払金額」に改める。
- (6) 原判決13頁7行目の「ものであるから、」の次に「所得税法28条1項所定の」を加える。

- (7) 原判決15頁3行目の「健康診断の受診者数の増減や業務の内容に応じて支払われる金額」を「健康診断による利益の有無及び多寡に応じて支払の有無や支払金額」に、4行目の「時間」を「日数」にそれぞれ改める。
- (8) 原判決15頁10行目の「ものであるから、」の次に「所得税法28条1項所定の」を加える。
- (9) 原判決15頁13行目の「いずれも」の次に「所得税法28条1項所定の」を、14行目の「収入が」の次に「所得税法28条1項所定の」を、15行目の「収入が」の次に「所得税法35条1項所定の」をそれぞれ加える。

2 控訴人の補充主張について

控訴人は、控訴人の所得を給与所得と判断した原判決は、控訴人を業務委託者と判断した京都地方裁判所の判決及び名古屋地方裁判所の判決（甲4、6）と矛盾しており、このような判断は、国民である控訴人に対し、労働法上の身分と税法上の身分を押し付けるものであって、憲法違反の疑いがあるなどと主張する。

しかしながら、控訴人の指摘する各判決のうち、京都地方裁判所平成30年2月9日判決（京都地方裁判所 [REDACTED]）は、控訴人と一般財団法人 [REDACTED] との間の判決にすぎず、控訴人が問題とする [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] とは当事者を異にする判決であること、控訴人の指摘する上記各判決は、私人間の契約関係に関して判断したものにとすぎず（甲4、6）、控訴人がその相手方との契約関係に基づいて得た所得が所得税法上のいかなる所得に該当するかについて判断した判決ではないことからすれば、控訴人の指摘する各判決と原判決の判断との間に矛盾があるなどということはできない。

また、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものと解されるから（最高裁昭和56年判決）、当事者間の契約が雇用契約ではない契

約の場合であっても、同契約による所得が給与所得に該当することはあり得るものというべきである。そして、前記1（補正後の引用に係る原判決第3の1）のとおり、控訴人の■■■■、■■■■■■■■■■及び■■■■から得た各収入は、いずれも所得税法28条1項所定の給与所得に該当するものであるが、同判断は、控訴人と■■■■、■■■■■■■■■■及び■■■■との間の契約関係に変動を生じさせるものではなく、控訴人に二つの異なる身分を押し付けるものではないから、同判断に憲法違反があるなどということはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

3 結論

以上によれば、本件各処分はいずれも適法であり、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

よって、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 片 田 信 宏

裁判官 三 橋 泰 友

裁判官 大 原 哲 治

これは正本である。

令和5年11月24日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官 鷺見和也

